

入札告示

札幌市告示第944号

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年3月2日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階

札幌市教育委員会 学校教育部 教育推進課 保健係

電話 011-211-3841 メールアドレス kyoiku-hoken@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度歯科検診（定期・就学时）器具集配業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は、委託業務に要する一切の諸経費を含めた単価で行う。

この単位は銭の単位（1円未満2けた）まで記載してよいこととする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「運輸・通信業」に登録されていること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている

期間中でないこと。

- (5) 本告示に示した内容が十分に履行可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付する。

- (3) 入札の日時及び場所

日時：令和8年3月11日（水）13時30分

場所：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル4階

札幌市教育委員会入札室

- (4) 開札

入札終了後直ちに上記4(3)の場所にて行う。

- (5) 入札書の提出方法

上記4(3)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。

なお、持参又は送付により提出する場合は、上記1あてに令和8年3月10日（火）16時00分（必着）までに提出すること（電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。）とし、下記の方法により提出すること。

ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料1－様式1」を用いて上記2(5)に示す方法で作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年3月11日（水）13時30分開札 令和8年度歯科検診（定期・就学時）器具集配業務の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札書の提出期限までに持参すること。

イ 送付により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記4(5)アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年3月11日（水）13時30分開札 令和8年度歯科検診（定期・就学時）器具集配業務の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札書の提出期限までに送付すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、委託者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から

起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札

イ 上記4(3)の入札日（送付又は持参による提出の場合は上記4(5)に示す入札書提出期限日）以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記5(6)イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記5(6)イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。